

伊平屋村児童・生徒



いへやすみ

休暇制度を導入します！！



「いへやすみ」ってなんね～？



家族で過ごす貴重な時間の確保や、遠方への旅行等、子どもたちが保護者等とともに、『島発ち』を見据え、校外（家庭や地域）での体験や探究の学び・活動を自主学習活動として位置付け、実践的、体験的な学習活動とおして、子どもの心身の成長へつなげるための「休暇制度」です。



学校を休んでも大丈夫？



保護者等の休暇に合わせ、年度内において、1 日を単位として3日以内の希望する日を欠席扱いとせず「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとします。

教育委員会では、15 歳で「島発ち」を迎え、ひとり立ちを余儀なくされる本村の児童生徒の学校授業日における、家族と過ごす休暇の取得を推奨します。

ただし、学校の教育活動を優先するため「いへやすみ」を取得できない日があります。



ア 入学式、卒業式、始業式、終業式
ウ 修学旅行、宿泊学習、職場体験学習
オ そのほか学校長が定める日

イ 運動会、発表会
エ 定期テスト



学び・活動ってどんなもの？



ア. 植物や動物などの自然観察
イ. 料理や農業などの体験活動
ウ. スケッチや陶芸などの芸術活動
エ. スポーツやアウトドア活動
オ. 美術や映画などの芸術鑑賞
カ. 博物館や美術館の施設見学
キ. 家族旅行
ク. その他、保護者等と行う実践的・体験的な学びの活動





「いへやすみ」を取得するときの手続きは？



計画する

子どもと保護者等が学びの計画を立てる。

学校へ届出する

保護者等が学校から指定された方法（メール添付や紙での提出等）により、休暇取得 1 週間前までに届け出る。

学び・活動する

保護者等と一緒に思う存分楽しみながら、多くの学びを体験する。

いへやすみのポイント

- ☒ 家族と一緒に過ごす校外学習活動が前提です。
- ☒ 「いへやすみ」休暇で受けられない授業内容は、家庭で自学自習します。
- ☒ 家族で目標を決めて、思う存分楽しんでください。

いへやすみ Q&A

Q1 なぜ「いへやすみ」休暇制度を導入したのですか？

A1 15 歳で島発ちを迎え、ひとり立ちを余儀なくされる本村の児童生徒たちにとって、家族で過ごす時間はとても貴重です。この休暇制度を利用することにより、家族と充実した時間を過ごし、学校ではできない様々な体験をすることで、島を離れて自立する準備に役立ててほしいという願いが込められています。

Q2 「いへやすみ」を利用して旅行に出かけてもよいですか？

A2 構いません。旅行での様々な経験は、家族の絆が深まるだけでなく、知識や見聞が広がり、好奇心や学習意欲の向上が期待できます。

Q3 「いへやすみ」申請書の、「学ぶこと」には、どんなことを書くのですか？

A3 学びの要素を含む必要はあります。「何をするか」については、家族で立てた計画を記入してください。
(例: おばあちゃん家の法事を手伝う、家族と JUNGLIA に行く、自宅で家族の誕生日を企画し祝う、家族で本島へ出かけ映画を観る、本島にいる家族と一緒にキャンプをする等)

Q4 「いへやすみ」を連続して取ることは出来ますか？

A4 「いへやすみ」は、連続して取ることも 1 日単位で取ることも可能です。ただし、年度内の上限を 3 日としているため、3 日を超えて取得することは出来ません。日数が残った場合でも次の年に繰り越すことは出来ません。

Q5 「いへやすみ」を利用した後、学校への報告は必要ですか？

A5 「いへやすみ」に関する事後の報告書等の提出は求めません。

👉👉👉 お問い合わせ 👈👈👈
伊平屋村教育委員会

〒905-0794 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 300 番地

TEL0980-46-2003 FAX0980-46-2832

URL [https:// www.vill.iheya.okinawa.jp/site/kyouiku/3057](https://www.vill.iheya.okinawa.jp/site/kyouiku/3057)

